

介護予防・日常生活支援総合事業
(新総合事業)
事業者説明会

— 小郡市介護保険課 —

平成29年3月13日(月) 午後7時
小郡市役所 北別館2F大会議室

目次

1	新総合事業の概要	1
1-1	新総合事業の創設	1
1-2	地域支援事業の概要図	1
1-3	新総合事業の体系図	2
2	小郡市が実施する事業	2
2-1	介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス	3
2-1-1	サービスの基準	3
2-1-2	単価	3
2-1-3	利用者負担	4
2-1-4	利用限度額	5
2-1-5	サービスコード	5
3	新総合事業の対象者	6
3-1	対象者	6
3-2	移行時期	6
3-3	基本チェックリスト	6
4	利用手続き	7
4-1	新総合事業の利用手続き	7
4-2	介護予防ケアマネジメント	7
4-2-1	概要	7
4-2-2	類型	8
4-2-3	サービスコード	8
5	事業者の指定	9
5-1	みなし指定事業者	9
5-2	みなし指定事業者以外の事業者	9
5-3	指定有効期間の短縮	9
5-4	定款変更	10
5-4-1	介護予防訪問・通所介護相当サービスを実施する場合	10
5-4-2	介護予防ケアマネジメントを受託して実施する場合	10
5-5	運営規程、重要事項説明書	11
5-5-1	サービスの表記の変更	11
5-5-2	文中で引用する要綱等について	11
5-5-3	利用料金等について	11
5-5-4	運営規程の作成及び届出について	11
5-5-5	重要事項説明書の要介護者向けと要支援者等向けの切り分け	11
6	利用者との契約	12
6-1	契約書	12
6-1-1	サービスの表記の変更	12
6-1-2	契約の締結時期	12

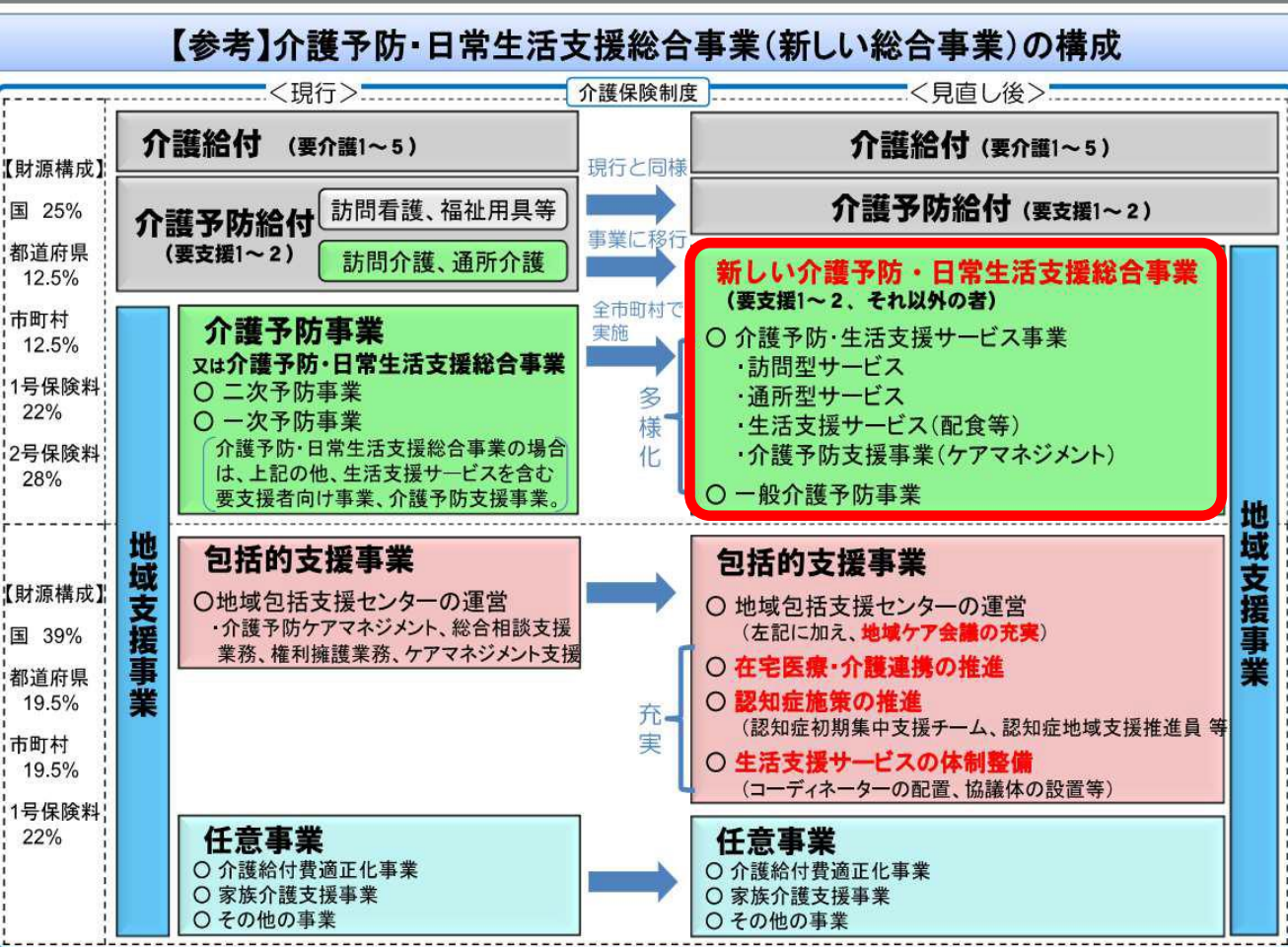
1 新総合事業の概要

1-1 新総合事業の創設

平成27年度の介護保険制度改正により、地域支援事業が改変され、地域の実情に応じて民間企業、協同組合、NPO法人、地域の団体、ボランティア等が参画し、多様なサービスを充実させていくことにより地域の支え合い体制を推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目的とする「介護予防・日常生活支援総合事業」（新総合事業）が創設されました。

新総合事業は、従来の二次予防事業、一次予防事業並びに予防給付のうちの介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が移行するほか、多様なサービス提供主体を活用した緩和された基準のサービス等で構成されています。

1-2 地域支援事業の概要図

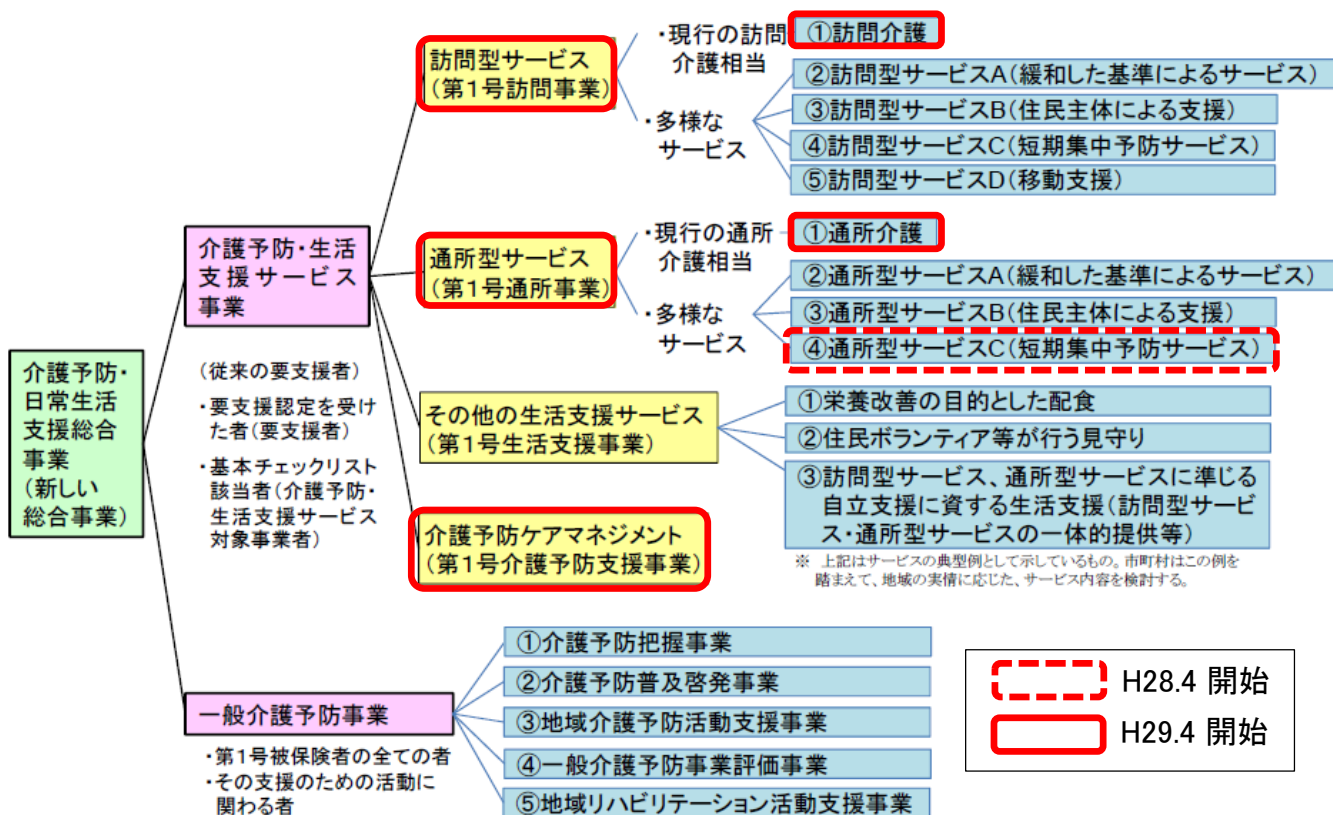


の事業が新総合事業となります。

1-3 新総合事業の体系図

小郡市は、平成29年4月に要支援1・2の方の介護予防サービスの一部を新総合事業に移行します。

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



2 小郡市が実施する事業

【訪問サービス】

		介護予防訪問介護相当サービス
1	利用時期	認定期間満了日の翌日から
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントA
3	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助
4	サービス提供者	小郡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者
5	サービスの基準	介護予防訪問介護と同様
6	単価	介護予防訪問介護と同様
7	サービスコード	新たなコード(A1又はA2)
8	給付制限	あり
9	利用者負担	予防給付の利用者負担と同様
10	事業者への支払方法	国保連経由で審査・支払

【通所サービス】

		介護予防通所介護相当サービス
1	利用時期	認定期間満了日の翌日から
2	ケアマネジメント	介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントA
3	サービス内容	通所介護事業所の従事者によるサービス
4	サービス提供者	小郡市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者
5	サービスの基準	介護予防通所介護と同様
6	単 価	介護予防通所介護と同様
7	サービスコード	新たなコード（A5又はA6）
8	給付制限	あり
9	利用者負担	予防給付の利用者負担と同様
10	事業者への支払方法	国保連経由で審査・支払

2-1 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス

2-1-1 サービスの基準

人員、設備、運営の基準については、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様の基準とします。

また、同一の事業所において要支援者等と要介護者に一体的にサービスを提供する場合、現行と同様に、要支援者等と要介護者を合わせた数で基準を満たす必要があります。

2-1-2 単価

回数に関係なく、1月ごとの単位が定められている包括単位を基本とします。

また、加算・減算については、現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同様です。

なお、1単位当たりの単価は、本市の地域区分単価によるため、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスともに10円となります。

国保連合会に請求する手続きに変更はありませんが、サービスコードが変更になります。

移行期間中は、予防給付の利用者と新総合事業の利用者が混在しますので、注意してください。

サービスコードは、後日、市のホームページに掲載します。

【介護予防訪問介護相当サービスの基本報酬】

サービス内容略称	対象	回数等	算定単位
訪問型サービス費Ⅰ	事業対象者 要支援1・2	1月につき・週1回程度の訪問	1,168 単位
訪問型サービス費Ⅱ	事業対象者 要支援1・2	1月につき・週2回程度の訪問	2,335 単位
訪問型サービス費Ⅲ	事業対象者 要支援2	1月につき・週3回程度の訪問	3,704 単位

【介護予防通所介護相当サービスの基本報酬】

サービス内容略称	対象	回数等	算定単位
通所型サービス費1	事業対象者 要支援1	1月につき	1,647 単位
通所型サービス費2	事業対象者 要支援2	1月につき	3,377 単位

2-1-3 利用者負担

- ① 介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスの利用者負担割合は、介護給付と同様（原則1割、一定所得以上者は2割）とします。
- ② 介護給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施します。
- ③ 介護保険料を滞納している方が介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスを利用した時は、介護給付のサービスを利用した時と同様の支給の制限等があります。

2-1-4 利用限度額

予防給付と同様に、給付管理を行います。要支援認定を受けている方が予防給付と新総合事業の両方を利用している場合には、予防給付の利用限度額の範囲内で一体的に給付管理を行います。

対 象	算定単位
要支援1・事業対象者	5,003 単位
要支援2・事業対象者	10,473 単位

2-1-5 サービスコード

【訪問型】

コード	サービス種類・類型		サービス実施者
A1 (旧61)	訪問型サービス (国基準：みなし)	予防給付の指定介護 予防訪問介護に相当 するサービスです。	平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。
A2 (旧61)	訪問型サービス (国基準：独自)		平成29年4月以降の訪問介護相当サービス指定事業者（平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など）が使用します。

※みなし指定の場合、平成30年4月のサービス提供分から、A2のコードに変わります。

【通所型】

コード	サービス種類・類型		サービス実施者
A5 (旧65)	通所型サービス (国基準：みなし)	予防給付の指定介護 予防通所介護に相当 するサービスです。	平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた「みなし指定事業者」が使用します。
A6 (旧65)	通所型サービス (国基準：独自)		平成29年4月以降の通所介護相当サービス指定事業者（平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者など）が使用します。

※みなし指定の場合、平成30年4月のサービス提供分から、A6のコードに変わります。

3 新総合事業の対象者

3-1 対象者

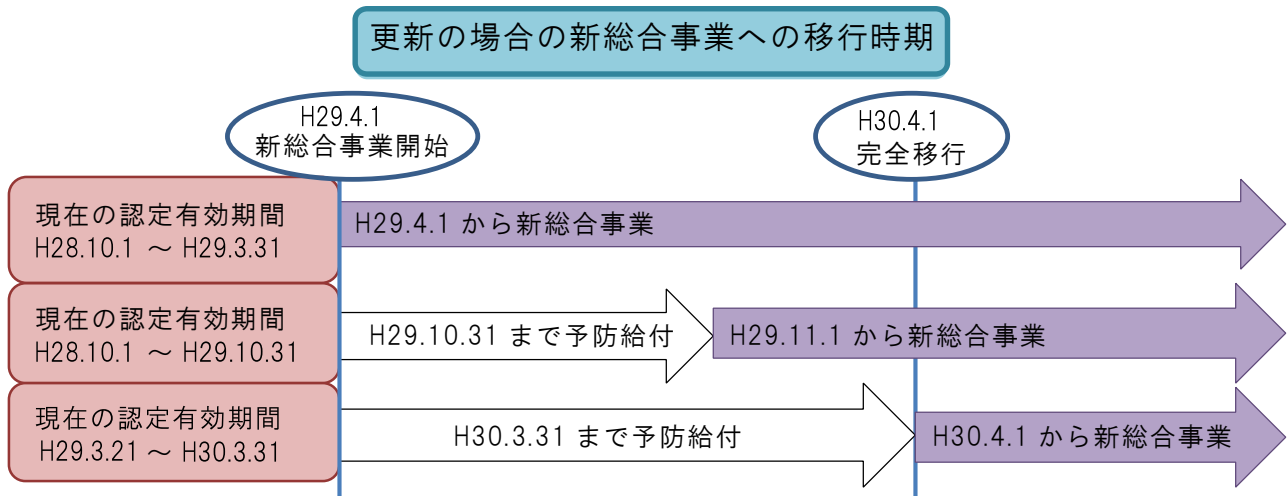
- ① 平成29年4月以降に新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が、平成29年4月1日以降の要支援者)
 - ② 平成29年4月以降に基本チェックリストで事業対象者に該当した方
- ※ 当面、「現行相当サービス」、「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」を実施します。
- ②の事業対象者については、「通所型サービスC」のみの利用を想定しています。
「現行相当サービス」を利用する場合は、要支援の認定が必要です。

3-2 移行時期

平成29年4月以前に要支援認定を受けている方は、現在の認定期間満了日まで従前の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）としてサービスを利用します。

現在の認定期間満了後の認定更新、区分変更の日又は基本チェックリストで事業対象者に該当となった日から、順次新総合事業の利用へ移行します。

要支援認定の有効期間は、現在、最長1年間なので、平成29年4月から平成30年3月までの1年間で新総合事業に完全移行することになります。



3-3 基本チェックリスト

新総合事業のみの利用は、基本チェックリストで事業対象者と判定を受けることで可能です。

基本チェックリストは、原則、被保険者本人が市の窓口に出向いて行いますが、本人が来所できない場合は、電話や家族の来所による相談に基づき聞き取ることも可能です。

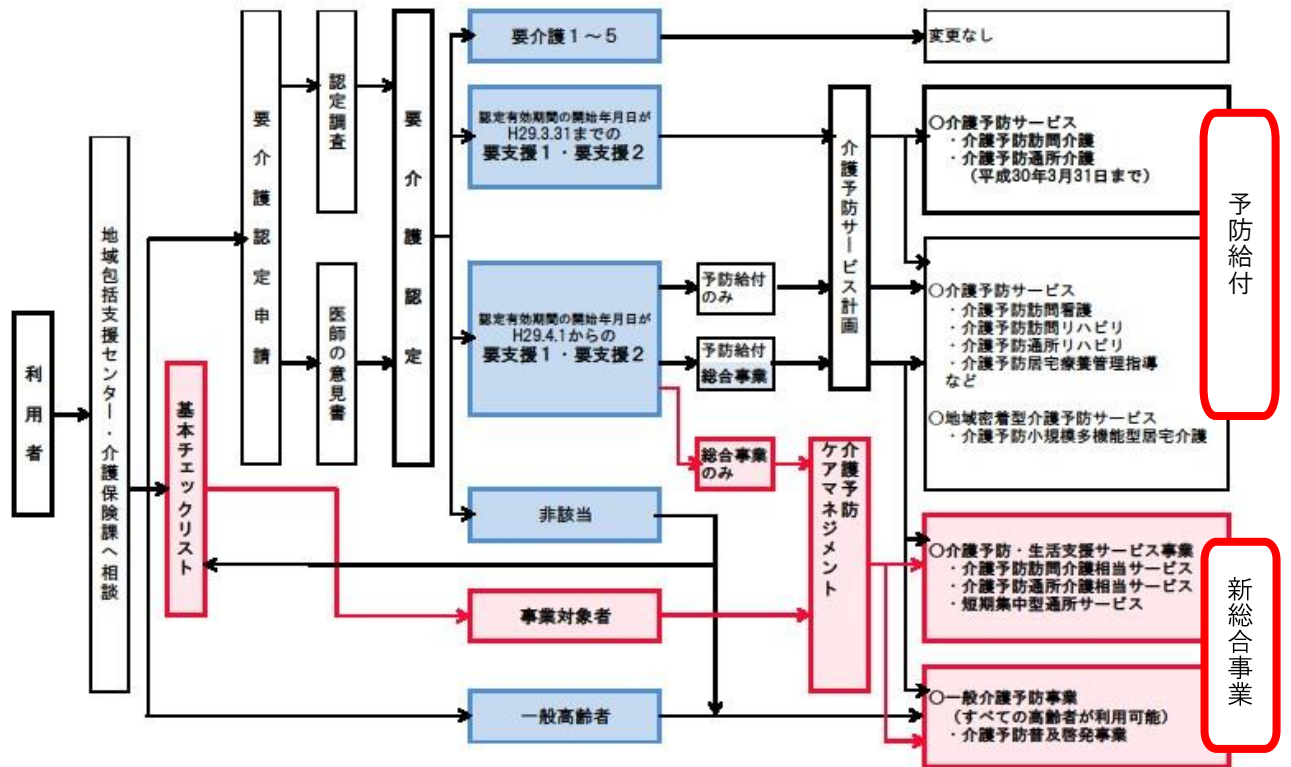
基本チェックリストに有効期間は定められていませんが、一定期間サービスの利用がなく、改めてサービスの利用の希望があった場合は再度実施します。新総合事業のみの利用者が要支援認定を申請することを妨げるものではありません。

また、新総合事業のほかに、介護予防給付である介護予防通所リハビリテーションや福祉用具のレンタルを利用する場合は、要支援認定が必要です。

なお、2号被保険者が新総合事業を利用しようとする場合も、要支援認定が必要です。

4 利用手続き

4-1 新総合事業の利用手続き



4-2 介護予防ケアマネジメント

4-2-1 概要

地域包括支援センターや委託を受けた居宅介護支援事業者が、要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、達成に向けて介護予防の取り組みを生活の中に取り入れ、自ら実施・評価できるよう支援するものです。

また、高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるよう「心身機能の維持、改善」、「活動の継続」、「社会参加の促進」の視点を踏まえた内容となるよう要支援者等の選択を支援していくことも重要です。

利用するサービス	ケアプランの区分
「予防給付」	介護予防サービス計画
「予防給付」 + 「新総合事業」	介護予防サービス計画
「新総合事業」 「一般介護予防事業」	介護予防ケアマネジメントA

4-2-2 類型

本市では、介護予防ケアマネジメントについて、国が示している類型に基づき次のように実施します。

ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）	
利用するサービス	介護予防訪問介護相当サービス 介護予防通所介護相当サービス
内 容	現行の予防給付に対する介護予防支援と同様に、アセスメントによってケアプラン原案を作成し、サービス担当者会議を経て決定します。 利用者との面接によるモニタリングについては、少なくとも3か月に1回行い、利用者の状況に応じてサービスの変更を行うことが可能な体制を整えておきます。

4-2-3 サービスコード

種類	項目	名 称	算定単位
A F	2 1 1 1	介護予防ケアマネジメント	430 単位
A F	4 0 0 1	介護予防ケア初回加算	300 単位
A F	6 1 3 1	介護予防ケア小規模多機能連携加算	300 単位

5 事業者の指定

5-1 みなし指定事業者

新総合事業への移行にあたり、平成27年3月31日現在の介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定事業者は、平成27年4月1日より新総合事業のみなし指定事業者となりました。

その有効期間は、平成30年3月31日までとなっていますので、その後も事業の継続を希望する場合は、市から指定の更新を受ける必要があります。更新指定の手続きについては、7～8月頃に市のホームページに掲載する予定です。

みなし指定の効力は全市町村に及んでいますが、小郡市による更新指定の効力は市内に限られますので、小郡市民以外の市町村の利用者がいる場合は、当該市町村の指定を受ける必要があります。詳しくは、当該市町村担当課にお尋ねください。

5-2 みなし指定事業者以外の事業者

平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護、介護予防通所介護の指定を受けた事業者が新総合事業の介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスの実施を希望する場合は、小郡市の事業者の指定を受ける必要があります。

指定申請書及び添付書類等の様式については、後日、市のホームページに掲載します。

小郡市による指定の効力は市内に限られますので、小郡市民以外の市町村の利用者がいる場合は、当該市町村の指定を受ける必要があります。詳しくは、当該市町村担当課にお尋ねください。

5-3 指定有効期間の短縮

指定の有効期間は6年間です。

ただし、介護予防訪問介護相当サービスと既に県からの指定を受けている介護給付の訪問介護、介護予防通所介護相当サービスと既に県からの指定を受けている介護給付の通所介護、又は、市からの指定を受けている地域密着型通所介護と一体的に運営している場合には、指定有効期間を短縮し、指定済みサービスと同時に指定更新手続きを行うことができます。

5-4 定款変更

新総合事業を実施する際に、法人の定款変更が必要な場合がありますので、所轄官庁に確認してください。

今回の定款変更に関しては、事業所指定に係る変更届を市介護保険課へ提出する必要はありません。

5-4-1 介護予防訪問・通所介護相当サービスを実施する場合

現行の定款の事業の目的が

「介護保険法に基づく介護予防訪問介護」

「介護保険法に基づく介護予防通所介護」等と記載されている場合

【変更例】 「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」等と変更してください。

※「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、平成30年3月31日までは、事業を実施する可能性があるため、それまでは削除しないでください。

みなし指定を受けている事業者は、有効期間が満了する平成30年3月31日まで変更の必要はありません。その後、事業を継続し市の指定を受けるまでに必要な手続きをとってください。

みなし指定事業者以外の事業者で新規に指定を受ける事業者は、事業開始までに変更の手続きをしてください。指定申請書に添付する定款について、変更が間に合わない場合は、確約書を添付してください。

社会福祉法人が第二種社会福祉事業として、「老人居宅介護等事業」及び「老人デイサービス事業の経営」と記載がある場合は、それぞれ介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービスが含まれますので、定款の変更は必要ありません。

5-4-2 介護予防ケアマネジメントを受託して実施する場合

介護予防支援を受託している事業者が、引き続き介護予防ケアマネジメントを受託して実施する場合は、新総合事業へ移行するときまでに、定款の事業の目的に「介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業」等を加えてください。

5-5 運営規程、重要事項説明書

5-5-1 サービスの表記の変更

タイトルも含め、現在の運営規程や重要事項説明書で使用されている表記を次のように変更する必要があります。

- ・「介護予防訪問介護」⇒「第1号訪問事業」
- ・「介護予防通所介護」⇒「第1号通所事業」
- ※ 平成30年3月31日までは介護予防サービスを実施する可能性があるため、それまでは次のような表記が想定されます。
- ・「介護予防訪問介護」⇒「介護予防訪問介護及び第1号訪問事業」
- ・「介護予防通所介護」⇒「介護予防通所介護及び第1号通所事業」

5-5-2 文中で引用する要綱等について

文中に法令等を引用している場合、適切に修正等を行ってください。

- ※ 平成30年3月31日までは介護予防サービスを提供する可能性がありますので、「介護予防サービス計画に基づき」を「介護予防サービス計画又は新総合事業によるサービス計画に基づき」、「介護予防サービス・支援計画に基づき」又は「介護予防サービス計画等に基づき」としても差し支えありません。

5-5-3 利用料金等について

概ね、現在の介護予防サービスの料金と変更はありません。

5-5-4 運営規程の作成及び届出について

すべての事業所において、平成29年4月1日を施行日とする運営規程を作成する必要があります。ただし、平成27年3月31日時点で指定を受けていた「みなし指定」の事業者については、小郡市への届出は不要です。

平成27年4月1日以降に指定を受けた事業所は、新総合事業の指定申請を行う際、申請書類に添付して提出してください。

平成29年4月1日以降に新規又は更新の指定を受ける事業者については、指定申請を行う際、申請書類に添付して提出してください。

5-5-5 重要事項説明書の要介護者向けと要支援者等向けの切り分け

これまで、重要事項説明書を要介護者用と要支援者用を共用で作成していた事業所は、それぞれ分けて作成する必要があります。

- ・(介護予防)訪問介護⇒「訪問介護」と「介護予防訪問介護」又は「第1号訪問事業」
- ・(介護予防)通所介護⇒「通所介護」と「介護予防通所介護」又は「第1号通所事業」
- ※ 平成30年3月31日までは介護予防サービスを提供する可能性がありますので、それまでは、「〇〇介護」と「介護予防〇〇介護及び第1号〇〇事業」としても差し

支えありません。

6 利用者との契約

6-1 契約書

予防給付から新総合事業に移行する際には、利用契約を締結する必要があります。

6-1-1 サービスの表記の変更

「5-5 運営規程、重要事項説明書」を参考に、現在の契約書で使用されている表記を適切に変更してください。

6-1-2 契約の締結時期

利用者の現在の要支援認定期間中は、介護予防サービスの利用者ということになるため、次回の要支援認定期間の開始時に、新総合事業の契約を締結してください。

要支援認定の更新時期は利用者ごとに異なるため、事業所は平成29年4月までに契約書のひな型を用意しておき、その後、認定更新をした利用者と順次契約を締結することになります。

※平成29年4月1日付で、一斉に契約の変更をするものではありません。

※契約締結の際は、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ることが必要です。